

産業排水対策について

水質汚濁防止法の対象業場等に対する規制・削減指導の概要

1 指定地域内事業場

日平均排水量 50 m<sup>3</sup>/日以上 of 工場・事業場については総量規制制度による総量規制とともに、排水水について濃度規制が適用される。

2 小規模事業場

総量規制基準の適用されない日平均排水量 50 m<sup>3</sup>/日未満 of 工場・事業場（小規模事業場）のうち、別添の小規模事業場等排水対策指導要領の対象となる事業場についてはこの指導要領が適用され、また、上乗せ排水基準による BOD 等の濃度規制が適用される。

水質汚濁防止法の対象とならない事業場について一部小規模事業場等排水対策指導要領の対象としている。

3 その他

その他の事業場については、適正な排水処理、その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置を採るよう指導等を行うこととしている。

表 事業場に対する規制・指導の概要

	区分	規制		指導		
		総量規制	濃度規制	小規模事業場等排水対策指導要領	—	
法対象事業場	50m <sup>3</sup> /日以上	○ (COD, N, P 規制)	○	—	—	
	50m <sup>3</sup> /日未満	上乗せ排水基準が適用されるもの	—	○ (上乗せ条例による BOD 規制)	○ (COD, N, P の削減指導)	—
		その他のもので日平均排水量が 20m <sup>3</sup> /日以上のもの	—	—	○ (COD, N, P の削減指導)	—
		その他	—	—	—	○
法対象外	特定給食施設などの施設を有する施設で 50m <sup>3</sup> /日以上	—	—	○ (COD, N, P の削減指導)	—	
	その他	—	—	—	○	

上乗せ条例：水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準にかえて適用する排水基準（上乗せ排水基準）を定めた条例



## 小規模事業場等排水対策指導要領

制定昭和56年2月3日  
改正昭和57年5月1日  
改正昭和57年11月9日  
改正平成15年3月28日  
改正平成19年8月29日  
改正平成24年4月19日

### 第1 目的

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（平成24年2月24日愛知県公表）の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。

### 第2 指導対象事業場等

汚濁負荷量の削減を指導する事業場等（以下「小規模事業場等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）第4条の2に規定する指定地域として政令別表第2第2号ロに掲げる区域に設置される法第2条第6項に規定する特定事業場（し尿処理施設又は法第2条第3項に規定する指定地域特定施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。）で、1日当たりの平均的な排水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方メートル未満のもの（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあつては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。）
- (2) 別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。

### 第3 指導値

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2から第4に掲げる値以下とする。

#### 附則

この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和58年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。ただし、同年3月31日において現に設置している小規模事業場等（設置の工事を行っているものを含む。）についての第3の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

別表第1（第2の第2号関係）

項番号	施設の種類
1	特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項）に規定するものをいう。）又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定するものをいう。）に限る。）の用に供する調理施設（法第2条第2項に規定する特定施設に該当するものを除く。）
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

## 備考

「段ボール製造業」とは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年11月6日総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号1432に、「惣菜製造業」とは、細分類番号0996に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号097に、「金属製品等製造業」とは、中分類番号24、25、26、27、28、29、30、31及び32に分類される業種をいう。

別表第2（第3関係 化学的酸素要求量関係）

項番号	小規模事業場等の区分			排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	条例の規定による排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）	既設の事業場等	特定排水	付表1の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
		が適用されるもの	新設の事業場等		付表1の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの		排水	160
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの			排水	

## 備考

- この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
  - 昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち（2）に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
  - 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
- この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

別表第3 (第3関係 窒素含有量関係)

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも の	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの	その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの		排水水	120

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4 (第3関係 りん含有量関係)

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも の	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの	その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの		排水水	16

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

付表 1

## 化学的酸素要求量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	120	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	
6	乳製品製造業	30	30	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	50	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	
9	寒天製造業	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	
12	冷凍水産物製造業	50	40	
13	冷凍水産食品製造業	50	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	50	
16	野菜漬物製造業	40	40	
17	味そ製造業	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	50	
19	うま味調味料製造業	30	30	
20	ソース製造業	30	30	
21	食酢製造業	50	50	
22	砂糖精製業	50	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	
24	小麦粉製造業	50	50	
25	パン製造業	50	50	
26	生菓子製造業	50	50	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	
28	米菓製造業	50	50	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	
30	植物油脂製造業	40	40	
31	動物油脂製造業	40	40	
32	食用油脂加工業	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	
35	めん類製造業	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	50	50	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	30	
38	あん類製造業	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	
41	清涼飲料製造業	40	40	

42	果実酒製造業	30	30	
43	ビール製造業	30	30	
44	清酒製造業	50	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業	50	50	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	
47	配合飼料製造業	30	30	
48	単体飼料製造業	30	30	
49	有機質肥料製造業	30	30	
50	たばこ製造業	30	20	
51	器械生糸製造業	30	30	
52	座繰生糸製造業	30	30	
53	玉糸製造業	30	30	
54	生糸製造業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	
55	繊維工業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	50	50	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、第3欄(2)の値は90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	30	
69	一般製材業	40	40	



70	木材チップ製造業	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	30	30	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	50	50	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40	
74	床柱製造業	40	40	
75	木材薬品処理業	25	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラウンドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	25	

88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	80	
91	塗工紙製造業	25	25	
92	段ボール製造業	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	
98	新聞業	50	50	
99	出版業	50	50	
100	印刷業	50	50	
101	製版業	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60とする。 (イ) ハイドロサルファイト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (ウ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	<p>(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は50とする。</p> <p>(イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。</p> <p>(ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。</p> <p>(エ) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。</p>
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	<p>(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は50とする。</p> <p>(イ) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。</p>
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	<p>(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。</p>

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	50	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。 (エ) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	25	
117	発酵工業	120	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	

119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	30	(ア) 平成8年9月1日 前の特定施設に係る量 にあつては、第3欄(2) の値は50とする。 (イ) 合成染料又は合成 染料中間物の製造工程 にあつては、(ア)の規定 にかかわらず、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順 序に従い、190、190 と する。
120	プラスチック製造業	30	30	(ア) メチルメタクリレ ート樹脂又はアクリロ ニトリル・ブタジエン・ スチレン共重合樹脂の 製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、70、50 とする。 (イ) 硝酸セルロース又 は酢酸セルロースの製 造工程にあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、60、50 とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	(ア) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程にあ つては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、70、70とする。 (イ) クロロプレンゴム 製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、130、 130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。）	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造 工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、280、270 とする。 (イ) 有機農薬原体製造 工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、180、160 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製 造に係るもの	50	25	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあ つては、第3欄(2)の値 は40とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの 製造に係るもの	30	30	

125	合成繊維製造業	30	30	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は40とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	50	40	
129	塗料製造業	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
137	農薬製造業	30	25	
138	合成香料製造業	120	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	25	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	25	
141	にかわ製造業	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	にかわ製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100とする。
143	写真感光材料製造業	20	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	
147	石油精製業	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40とする。

149	コークス製造業	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は120とする。
150	石油コークス製造業	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	
155	毛皮製造業	100	100	
156	板ガラス製造業	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
165	生コンクリート製造業	20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	
168	黒鉛電極製造業	20	20	
169	砕石製造業	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	
175	フェロアロイ製造業	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	

183	伸鉄業	20	20	
184	磨棒鋼製造業	20	20	
185	引抜鋼管製造業	20	20	
186	伸線業	20	20	
187	ブリキ製造業	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
192	鍛鋼製造業	20	20	
193	鍛工品製造業	20	20	
194	鋳鋼製造業	20	20	
195	鋳鉄物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	20	20	
196	鋳鉄管製造業	20	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	
198	鉄粉製造業	20	20	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
200	非鉄金属製造業	20	20	
201	電気めっき業	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
203	一般機械器具製造業	20	20	
204	電子回路製造業	25	25	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	
206	輸送用機械器具製造業	20	20	
207	精密機械器具製造業	20	20	
208	ガス製造工場	20	20	石炭ガス製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、70とする。



209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	50	40	
210	空瓶卸売業			30	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	30	
213	飲食店			50	30	
214	宿泊業			50	40	
215	リネンサプライ業			40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	30	
217	商業写真業			60	60	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）			60	60	
219	自動車整備業			25	25	
220	病院			30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）			30	30	(ア) 第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 40 とする。 (イ) 第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものであつて、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 40 とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）			50	40	昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 70 とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		50	30	
224	ごみ処理業		30	30	
225	廃油処理業		20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	
228	と畜場		40	40	
229	中央卸売市場		25	25	
230	地方卸売市場		25	25	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		25	25	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40
		イ	その他	20	20